

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

|                 |                                                                                                                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 論題              | 日本企業は国際調査報告の結果を活用できているか～ I S Rによる評価と国内段階移行国の実態～                                                                                           |
| Title           | How Japanese companies utilize the result of International Search Report of PCT? --Realities of designated states and evaluation by ISR-- |
| 著者              | 砥綿洋佑, 田中義敏                                                                                                                                |
| Authors         | Yosuke Towata, Yoshitoshi Tanaka                                                                                                          |
| 出典 / Citation   | 日本知財学会第12回年次学術研究発表会予稿集                                                                                                                    |
| 発行日 / Pub. date | 2014, 11                                                                                                                                  |

日本企業は国際調査報告の結果を活用できているか  
～ I S Rによる評価と国内段階移行国の実態～  
(東京工業大学イノベーションマネジメント研究科技術経営専攻)  
砥綿洋佑・(同)田中義敏

How Japanese companies utilize the result of International Search Report of PCT?  
～Realities of designated states and evaluation by ISR～

Yosuke Towata, Yoshitoshi Tanaka, Department of Technology Management, Graduate School  
of Innovation Management, Tokyo Institute of Technology

---

キーワード・国際特許出願、国際調査報告、国際知財戦略、知財コストマネジメント

---

## 1. 背景

日本企業のグローバル化の進展に伴い、これまで日本を中心に権利化活動を行ってきた企業も海外での特許権を重視するようになってきている。一方で、いわゆるリーマンショック以降は企業における知的財産活動の予算は著しく減少しており、権利化活動を行う国数を徒に増やすことはできない<sup>[1]</sup>。これまで日本で生まれた発明について外国で権利を取得する場合は、いわゆるパリルートによって各国別に外国出願をすることが一般的であった。しかし、近年は特許協力条約による国際出願（以下、PCT出願という）の件数が増加している<sup>[2]</sup>。その理由として、費用面の優位性があると考えられる。すなわち、パリルートと比較して翻訳代などの初期費用が低額となるからである。またパリ条約の優先権の期限は1年と短く、その間に発明の価値を見極めるのは困難であるが、PCT出願では、国内移行期間の30月の猶予期間を利用して、パリルートよりも長い期間、権利化の必要性和、発明実施の方向性を見定めることができる。

ここでPCTを利用するメリットの一つとして、国際調査機関（ISA）による国際調査報告（ISR）が利用可能であることが挙げられる。WIPOによれば、ISRはPCT締約国における特許取得の可能性を判断する上で有用である、とされている<sup>[3]</sup>。

ただし、ISAと審査を行う庁が異なる場合、例えばJPOがISAである場合に、外国の国内段階の審査においては、拒絶理由や引用する文献に違いがみられるとの報告があり<sup>[4]</sup>、必ずしもISA/JPOによるISRの肯定的結果、否定的結果を外国の審査の予測として鵜呑みにできるわけではない。

しかしながら、国内段階に移行する締約国を決定するにあたっては、有用な情報として活用可能である。PCT出願を行う以上は、「出願の束」を最大限活用して多くの外国に国内移行することがセオリーであるが、ISRを参考にして権利化できる見込みが低いとなれば、19条補正を行う、移行国数を減らすという選択肢をとることもできる。逆に、権利化を妨げる文献が見つからなかった場合には、より多くの国に国内移行することも考えられる。そこで、本研究では、日本企業が国際調査報告を活用して海外での権利化活動・知財コストマネジメントを行っているか検討した。

## 2. 目的・調査手法

上記の状況に鑑みて、日本企業が I S R を海外での権利化活動に活用していることが分かれば、今後確実に増加していくであろう P C T 出願に付随して発行される I S R を分析の新たな指標として活用することが考えられる。また、副次的な成果として企業の P C T 出願マネジメントの実態がどうであるかについても窺い知ることができると考えた。すなわち、I S R の評価結果をフィードバックして投資を行うかどうかの意思決定をしていれば、肯定的な評価と否定的な評価とで各国国内段階への展開の仕方が異なるはずである。そうでなければ、I S R の結果については考慮しておらず、活用していない可能性がある。本稿では、業界をグローバル化が進んだ自動車業界に限定し、P C T 出願件数の多い 3 社であるトヨタ、ホンダ、日産について調べた。

具体的には、J P D S (株) 社の J P - N E T 海外 D B を用いて、2010年に J P O を受理官庁 (R O) として出願された P C T 出願を抽出し、当該出願についての国内段階移行状況、および I S R の評価結果について W I P O の P a t e n t s c o p e を用いて調査した。

本研究の目的に沿って、共同出願に係るもの、I S A が J P O ではないものについては除外し、各社について 50 件ずつ無作為抽出を行った。2010 年を期間とした理由は、始期についてはいわゆるリーマンショック後であること、終期については 2010 年 P C T 出願のものであれば、遅くとも 2013 年 6 月ごろには国内移行期間が経過し、2014 年には P a t e n t s c o p e に国内移行の結果が反映されるためである。

I S R 評価の分類は、請求項 1 (又は実質的に請求項 1 といえる物の発明の請求項) について、X 文献があるものを X 評価、X 文献は無く 2 つ以上の Y 文献が挙げられているものを Y 評価、A 文献のみであるものを A 評価とした。移行国 (又は地域) については、日本以外の国とした。

## 3. 分析結果

### (1) I S R 評価と移行国数との関係について

表 1 には、3 社について I S R 評価と移行国との関係を示す。まず、各社の X、Y、A 評価比率については大きな差は無かった。平均請求項数については、日産がやや多めである。

平均移行国数については、トヨタが 2.00、本田が 2.50 であるのに対して日産が 4.36 と日産がやや多い結果となった。これと連動するように平均移行国数が比較的少ないトヨタと本田では、国内移行無しの比率が各々 12%、10% という結果になった。各社の A 評価比率、すなわち肯定的評価の割合については大きな差がみられないが、国内段階への移行国数には差が見られた。

続いて、否定的評価のグループ (X 評価及び Y 評価) と、肯定的評価のグループ (A 評価) とに分けて、移行国数の平均を求めた。各グループの級内変動、グループ間での級間変動より相関比  $\eta^2$  を求めた。これによると、いずれの企業においても相関比が小さく、否定的評価の場合は移行国数が少なく、肯定的評価の場合は移行国数が多

いといった相関はみられなかった。なお、日産は平均請求項数が多く平均移行国数も多い事から移行国数と請求項数との相関関係についても、単相関係数  $r$  を求めたがあまり関連性は無かった。

表1 I S R評価と移行国数との関係

|                                | トヨタ自動車 | 本田技研工業 | 日産自動車  |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| X評価比率                          | 36%    | 30%    | 40%    |
| Y評価比率                          | 30%    | 40%    | 22%    |
| A評価比率                          | 34%    | 30%    | 38%    |
| 平均請求項数                         | 8.86   | 7.64   | 12.06  |
| 平均移行国数                         | 2.00   | 2.50   | 4.36   |
| 国内移行無し率                        | 12%    | 10%    | 2%     |
| X評価 移行国数平均                     | 1.67   | 2.87   | 4.20   |
| Y評価 移行国数平均                     | 2.27   | 2.25   | 4.36   |
| X Y評価 移行国数平均                   | 1.94   | 2.51   | 4.26   |
| A評価 移行国数平均                     | 2.12   | 2.47   | 4.53   |
| 移行国数についての<br>X Y・A相関比 $\eta^2$ | 0.0050 | 0.0002 | 0.0041 |
| 移行国数と請求項数の<br>単相関係数 $r$        | 0.3402 | 0.1172 | 0.1986 |

## (2) 各国移行状況について

表2には3社の主要な移行国についての各国移行率を示す。各社ごとに移行比率が高い国と低い国があるものの、上位3か国であるU S，E P，C Nについては同じであった。

表2 各国移行率

|     | トヨタ自動車 | 本田技研工業 | 日産自動車  |
|-----|--------|--------|--------|
| U S | 66%(2) | 78%(1) | 98%(1) |
| E P | 38%(3) | 54%(3) | 98%(1) |
| C N | 78%(1) | 62%(2) | 98%(1) |
| K R | 8%(4)  | 4%(7)  | 52%(4) |
| I N | 2%(7)  | 26%(4) | 42%(5) |
| R U | 2%(7)  | 4%(7)  | 22%(6) |
| C A | 6%(5)  | 6%(5)  | 14%(7) |

○内数字はその企業内での順位を示す

自動車業界においては、U S, E P, C Nが重要な国であることが分かるが、一方で三極特許庁U S, E Pとこれに加えて五極特許庁のC Nを指定しているだけとも言える。その他の国、I N, R U, C Aについて日産は積極的、I Nについて本田は積極的であるが、トヨタの移行比率は低かった。

注目する点は、日産は移行国としてU S, E P, C Nを必ずセットにしている点である。本稿では説明を割愛するが、他の移行国についても一定の選定パターンが散見された。移行国の決定に関して何らかの社内管理基準が存在するものと推測される。

一方で、トヨタと本田についてはそのような選定パターンのような統一性は観測されなかった。

#### 4. まとめ

以上、本研究では日本企業が国際調査報告を活用して海外での権利化活動・知財コストマネジメントを行っているか検討した。自動車業界の3社について調べた結果、I S Rの評価結果と移行国数との間には相関は見られなかった。

このことから、各社はI S Rをフィードバックして移行国数を絞ったり、広げたりするといった活用は出来ていないと推測できる。

また、実際に移行している国についても、トヨタと本田については、U S, E P, C Nといった出願件数の多い国にほぼ限定されており、「出願の束」を活かした理想的な国際出願戦略を展開しているとは言い難い状況である。この2社について言えば、国内移行無し率の高さから見て、P C T出願は展開国をなるべく遅く決めるための先延ばし手段として利用しているのではないかと考えられる。

日産については、新興国にも多く移行しており、また一定の社内基準に基づいて移行国が決定されていることが推測されたが、I S Rの評価については他の2社と同様に、考慮に入れていないようである。

今後、調査をさらに多くの対象に広げる、企業の移行国決定のメカニズムについて検討する、I S Rの活用方法について検討することが課題である。

#### 5. 参考文献

[1] 特許庁 特許行政年次報告書 2014年版 p. 47

[2] 特許庁 特許行政年次報告書 2014年版 p. 2

[3] W I P O P C T F A Q s p. 5

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

[4] 日本知的財産協会 国際第2委員会第3小委員会 日・米・欧P C T出願の国際調査に関する考察 知財管理 Vol. 61 No. 4 2011 pp. 549-562